

第5次大分県DV対策基本計画

令和7年3月

大 分 県

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の基本理念	
3 計画の基本的視点	
4 計画の性格	
5 計画の期間	
6 計画の進行管理	
第2章 配偶者等からの暴力の現状	5
1 相談等の状況	
2 配偶者等からの暴力に関する県民の意識	
第3章 計画の内容	10
1 計画の体系	
2 施策の展開	
基本目標Ⅰ 暴力根絶のための啓発と教育の充実	11
重点施策1 暴力を許さない社会意識の醸成	
重点施策2 若年者に対する人権教育・DV防止啓発の充実・強化	
重点施策3 DV被害者及び加害者に関する調査・研究	
基本目標Ⅱ 迅速な通報・相談しやすい体制づくり	16
重点施策4 迅速な通報につながる体制整備	
重点施策5 相談体制の充実・強化	
重点施策6 相談従事者等の資質の向上	
重点施策7 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者・男性の被害者への適切な対応	
基本目標Ⅲ 安全で安心できる保護体制づくり	23
重点施策8 緊急時の安全確保	
重点施策9 一時保護体制の充実	
重点施策10 保護命令発令に対する適切な対応	
基本目標Ⅳ 被害者の意思を尊重した自立支援の推進	28
重点施策11 被害者への心理的支援	
重点施策12 同伴児童等への支援	
重点施策13 生活基盤確立のための支援	
重点施策14 地域でのフォローアップの充実	

基本目標Ⅴ 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

- 重点施策15 関係機関の顔が見えるネットワーク体制の強化
- 重点施策16 市町村の被害者支援体制整備への支援
- 重点施策17 多様な民間団体との連携と協働
- 重点施策18 おおいた性暴力救援センターとの連携
- 重点施策19 被害者等に係る情報の保護
- 重点施策20 苦情解決体制の整備

本計画におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）とは

○ 本計画において「DV」とは、配偶者（事実婚を含む。）や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力をいいます。性別や国籍の別は問いません。

※ 「生活の本拠を共にする」とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味します。

専ら交友関係に基づく共同生活、福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活、又は専ら血縁関係、親族関係に基づく共同生活は、除外されます。

○ 「暴力」とは、殴る、蹴るなどの身体的なものだけではなく、これに準ずる次のような心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

- ・身体的暴力（殴る、蹴る、髪を引っばる、突き飛ばす、物を投げつける、首を絞める、刃物などで脅す 等）
- ・精神的暴力（無視する、大声でどなる、人格を否定するような暴言を吐く、生命・身体に対する脅迫（殺すぞ・死ぬ等） 等）
- ・性的暴力（避妊に協力しない、性行為を強要する、ポルノビデオ等を無理やり見せる 等）
- ・経済的暴力（生活費を渡さない・使わせない、借金の強要、外で働くことを禁じる、「誰のおかげで食べられるんだ」などに見下して言う 等）
- ・社会的暴力（外出を制限する、交友関係や電話を細かくチェックする 等）
- ・デジタル暴力（勝手にスマホを見る、SNS等を使った誹謗中傷、無許可で写真・動画をインターネット上にアップする 等）

第1章 計画の策定にあたって

配偶者等からの暴力に対する基本的な考え方

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気がつかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、被害者の多くは女性であり、経済的に自立が困難になりがちな女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。

暴力の背景には、男女の社会的地位・経済力の格差、固定的な性別役割分担意識、女性の人権軽視のなごりなど、我が国の男女が置かれている状況に根ざした社会的・構造的問題があります。こうした状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

1 計画策定の趣旨

大分県では、DV対策の基本となる「大分県DV対策基本計画」を、平成17年12月に策定し、配偶者暴力相談支援センター及び女性相談支援センターを中心として、警察・市町村等関係機関と連携しながら、相談や保護、自立支援など切れ目のない支援に取り組んできました。

このたび、現行の第4次大分県DV対策基本計画の計画期間が満了することから、本県におけるこれまでのDV対策の取り組みや「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正、社会情勢の変化を踏まえ、県の施策の一層の充実を図るため、「第5次大分県DV対策基本計画」を策定します。

被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、国、市町村及び民間の団体等と連携し、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざします。

（参考）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の制定・主な改正等

●平成13年4月に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「法」という。）が制定されました。これにより、保護命令制度の導入、配偶者暴力相談支援センター（※）による相談や一時保護等の業務が開始されました。

●平成16年5月、配偶者からの暴力の定義の拡大（身体的な暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力にも対象を拡大）、保護命令制度の拡充（退去命令の期間を2週間から2箇月に拡大、同居する子への接近禁止）並びに都道府県の基本計画の策定義務等を内容とする法改正が行われ、同12月に施行されるとともに、基本方針が策定されました。

●平成19年7月、市町村による基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができるようになるなどの保護命令制度の拡充等を内容とする法改正が行われ、平成20年1月に施行されるとともに、併せて基本方針が見直されました。

●平成26年1月、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について、この法を準じて、法の適用対象とする改正がされました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、併せて基本方針が見直されました。なお、平成28年4月からは性犯罪・性暴力の被害者をワンストップで総合的に支援する「おおいた性暴力救援センター・すみれ（※）」を開設するなど女性に対する暴力をなくすための対策の強化にも努めています。

●令和5年5月、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大（対象者に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者が追加され、接近禁止命令の発令要件について「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大）、保護命令期間の伸長等の保護命令制度の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会の創設について都道府県の努力義務とすること、また、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設する等を内容とする法改正が行われ、施行日が令和6年4月1日とされるとともに、基本方針が見直されました。



（※） 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、法に定められた被害者支援の中心的役割を果たす機能の名称です。本県では、女性相談支援センター、消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）、大分市中央子ども家庭支援センターがセンターの機能を担っています。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、

- 相談や相談機関の紹介
- カウンセリング
- 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

を行います。



（※） おおいた性暴力救援センター・すみれ

協力医療機関や臨床心理士、弁護士等関係機関と連携して、性暴力被害にあわれた方への総合的な支援を行う大分県が設置した機関です。

専任の相談員が、被害にあわれた方の意思を尊重しながら、下記の支援を行います。

- 電話相談・面接相談
- 支援制度等の紹介
- 医療機関や警察などへの付き添い
- 臨床心理士等によるカウンセリングや弁護士法律相談の実施

2 計画の基本理念

「配偶者等からの暴力のない社会を目指して」

3 計画の基本的視点

計画を策定するにあたっての「基本的視点」を次のとおりとします。

- (1) 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。
- (2) 暴力のない社会をつくり、男女平等の実現を図ることが必要である。
- (3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の立場に立った切れ目ない支援は、国及び地方公共団体の責務である。
- (4) 被害者の意思を尊重するとともに、被害者が本来持っている力を信頼し、それを回復するための支援を行う。

4 計画の性格

- (1) この計画は、法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するもので、国の基本方針に即し、本県における配偶者等からの暴力にかかる施策の基本的な方針と施策の実施内容を明らかにするものです。
- (2) 「第5次おおいた男女共同参画プラン」の基本目標Ⅲ「男女が安心できる生活の確保」に位置付けるとともに、「大分県困難な問題を抱える女性への支援計画」など、配偶者等からの暴力に関する事項を盛り込んでいる県の関連する計画との整合性を図っています。
- (3) この計画の趣旨を踏まえ、市町村、関係機関、関係団体等においても、県と連携した積極的な取組が図られるよう働きかけを行います。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和13年度までの7年間とします。

ただし、国の基本方針が見直された場合や、社会情勢の変化に伴い新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

6 計画の進行管理

DVを容認しない社会意識の醸成と被害者が相談しやすい体制の充実に向けて、成果指標と目標値を設定し、施策の有効性を測っていきます。

また、「取組状況や成果を公表する項目」において、具体的取組の実績値を把握し、毎年度、大分県男女共同参画審議会に報告し、公表します。

成果指標（数値目標） 一覧

No.	指 標	現状値		目標値	
		年度		年度	
1	配偶者や恋人間でのDVにあたりとされる行為について「暴力にあたりとは思わない」と回答した人の割合	R4	9.1% (注1)	R13	0%
2	DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合	R4	29%	R13	70% (注2)
3	被害者支援に関する庁内連絡会議を設置した市町村の数	R6	7市町村	R13	18市町村

(注1) 令和4年度意識調査の質問項目12のうち、最も高い「何を言っても無視し続ける」の数値

(注2) おおいた男女共同参画プラン目標値

取組状況や成果を公表する項目 一覧

基本目標	No.	項目名	実績値 (R5年度)
I 暴力根絶のための啓発と教育の充実	1	男女共同参画啓発講座（地域・企業・若年者・団塊世代向け）の受講者数	287人
	2	デートDV防止セミナーの受講者数	2,964人
II 迅速な通報・相談しやすい体制づくり	3	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	786件
	4	警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数	693件
	5	職務関係者向け研修会の受講者数	652人
	6	DV相談員等研修会の受講者数	172人
III 安全で安心できる保護体制づくり	7	一時保護（夫等の暴力によるもの）の件数	17件
IV 被害者の意思を尊重した自立支援の推進	8	県営住宅の優先入居実績（申込件数、入居件数）	10件 2件
	9	県営住宅の目的外使用許可件数	1件
	10	一時保護所の退所者（夫等の暴力によるもの）に対するアフターケア実施率	—
	11	女性自立支援施設の退所者（夫等の暴力によるもの）に対するアフターケア実施率	—
V 推進体制の整備	12	DV被害者支援関係機関ネットワーク会議の開催回数	1回
	13	市町村訪問等による意見交換会の開催回数	—
	14	市町村配偶者暴力相談支援センターの設置数	1か所
	15	おおいた性暴力救援センター・すみれにおける相談件数	813件

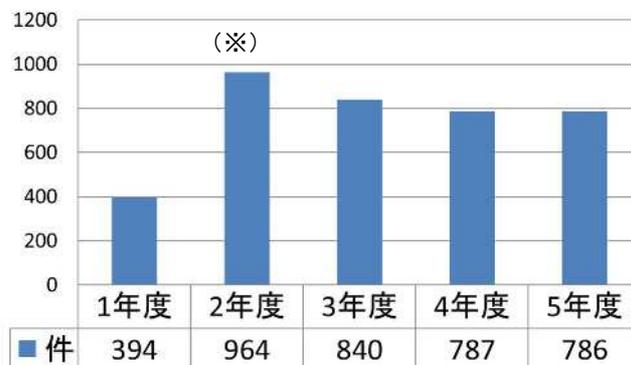
第2章 配偶者等からの暴力の現状

1 相談等の状況

本県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDVに関する相談件数は、令和2年度をピークに高止まりしており、令和5年度は786件となっています（図①）。

図① 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数（大分県調べ）

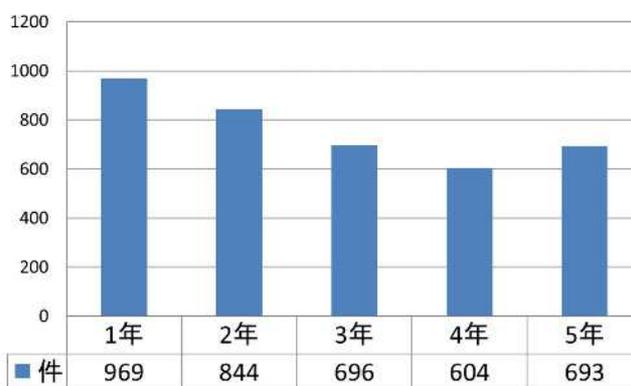
（※）大分市配偶者暴力相談支援センター開設による増



また、警察に寄せられた配偶者からの暴力事案等の相談等件数（※）は、近年ほぼ横ばいとなっており、令和5年は693件となっています（図②）。

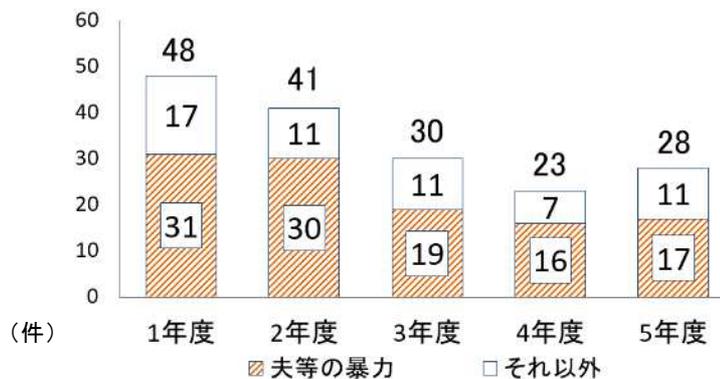
図② 警察に寄せられた配偶者からの暴力事案等の相談等件数（大分県警察本部調べ）

（※）配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数



本県の一時保護所の入所者のうち、夫等の暴力を理由とする入所件数は、令和元年度以降は減少傾向が続いていますが、依然として全体の一時保護所入所者数の半数以上が夫等の暴力を理由とするものになっています（図③）。

図③ 一時保護件数（大分県女性相談支援センター調べ）



2 配偶者等からの暴力に関する県民の意識

本県では、男女共同参画や女性に対する暴力についての県民の意識や実態を把握するため、令和4年度に「男女共同参画社会づくりのための意識調査」を実施しました。

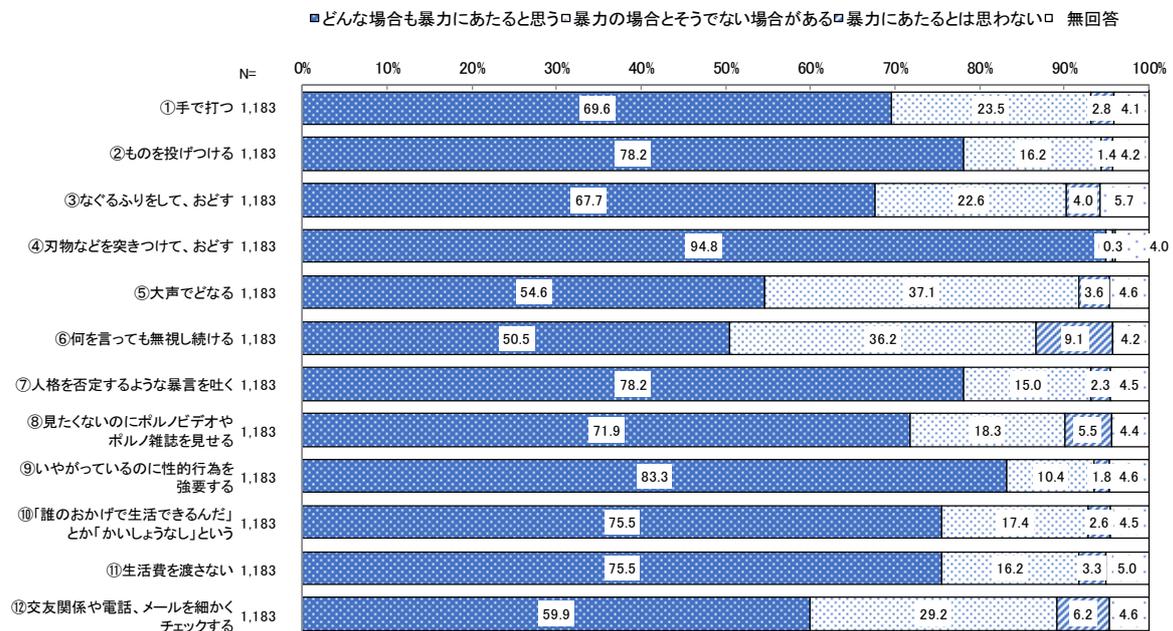
この意識調査は、県内に居住する18歳以上の男女3,000人を対象に郵送による調査を行い、有効回収数1,183票で有効回収率は39.4%でした。

この意識調査における結果は以下のとおりです（図④～⑨を参照。）。

(1) 配偶者や恋人間での行為についての暴力としての認識

「何を言っても無視し続ける」9.1%、「交友関係や電話、メールを細かくチェックする」6.2%、「見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」5.5%の項目では、「暴力にあたるとは思わない」と回答した人が5%を超えています。

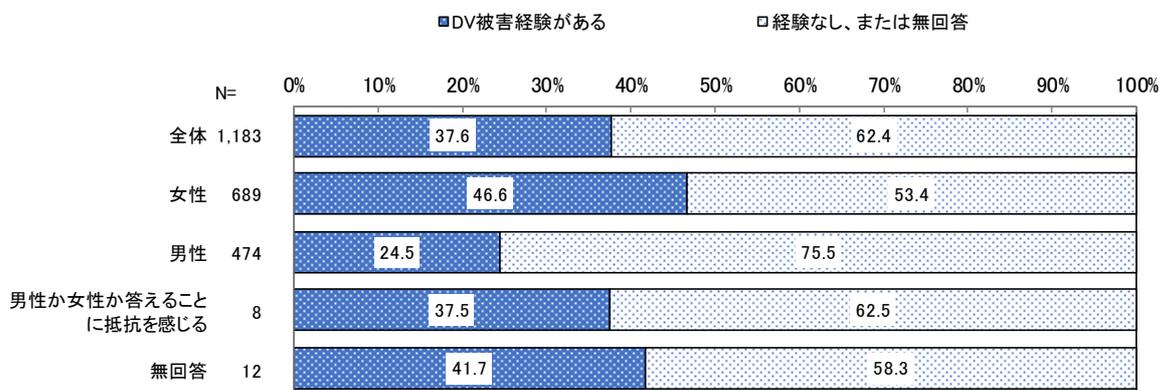
図④ 行為についての暴力としての認識



(2) 配偶者や恋人間での被害（DV被害）の経験

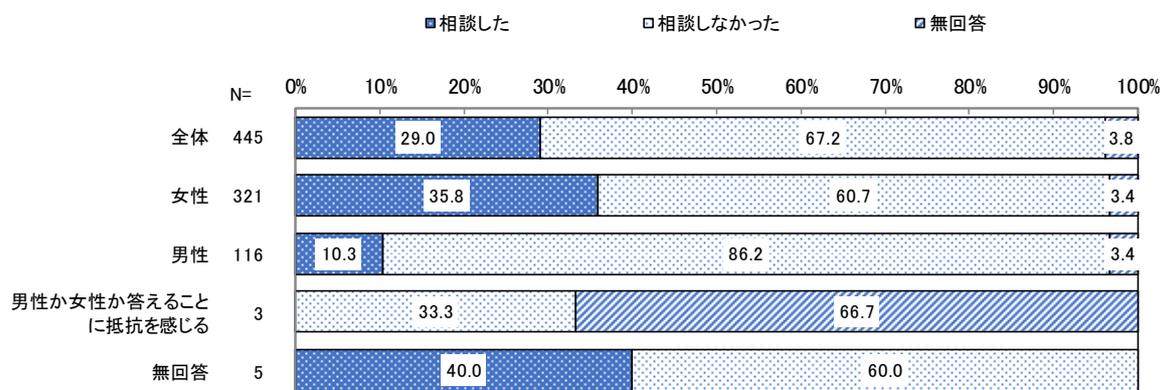
身体的・精神的・性的・経済的・社会的暴力のいずれかの暴力を1度でも受けたことがあると答えたのは、全体の37.6%でした。

図⑤ 配偶者や恋人間での被害(DV被害)の経験



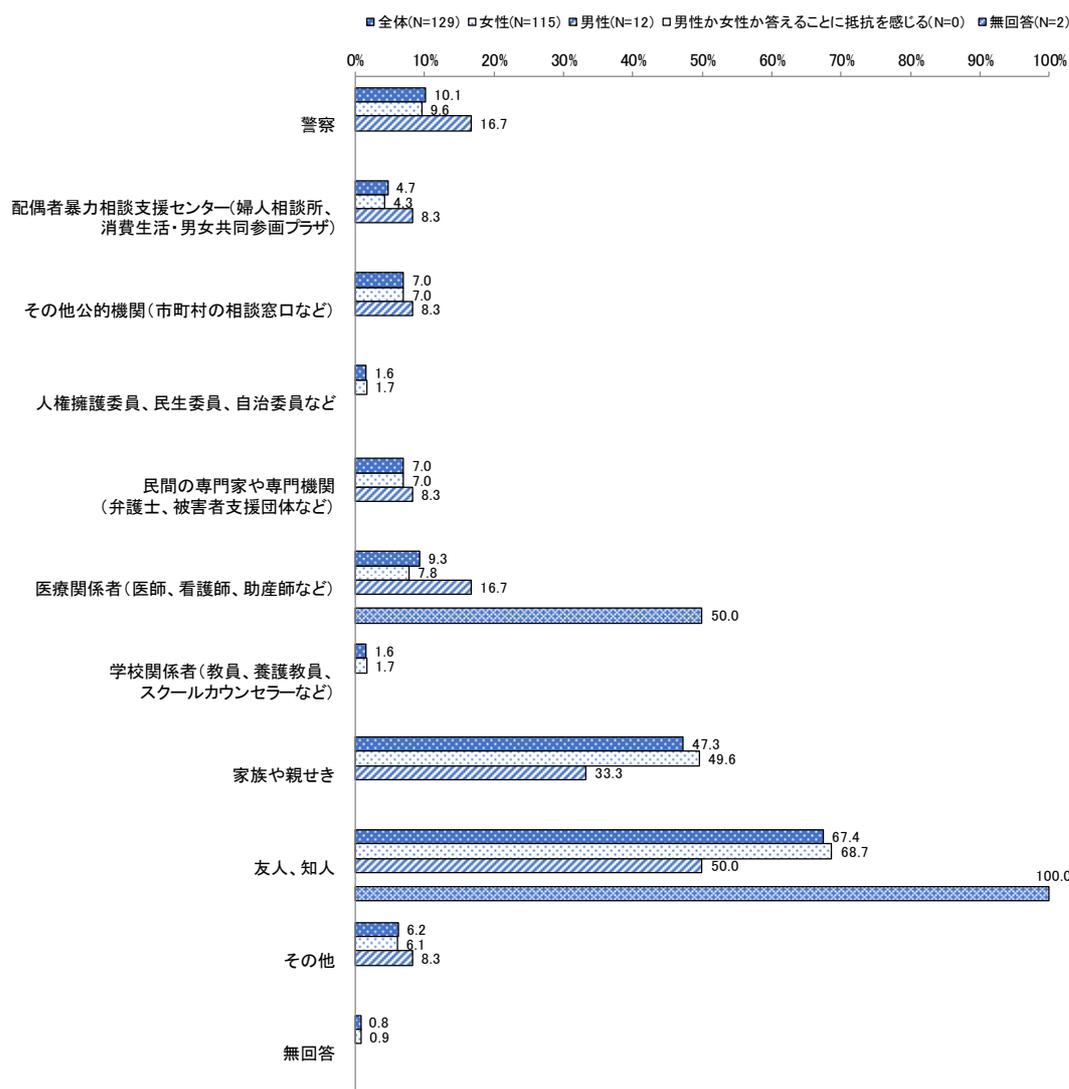
(3) 配偶者や恋人からのDV被害に「一度でもあった」と答えた人の相談の有無
誰かに相談した人は、全体で29%、約4人に1人に留まっています。
男性は女性と比較して相談した割合が低くなっています。

図⑥ DV被害に「一度でもあった」と答えた人の相談の有無



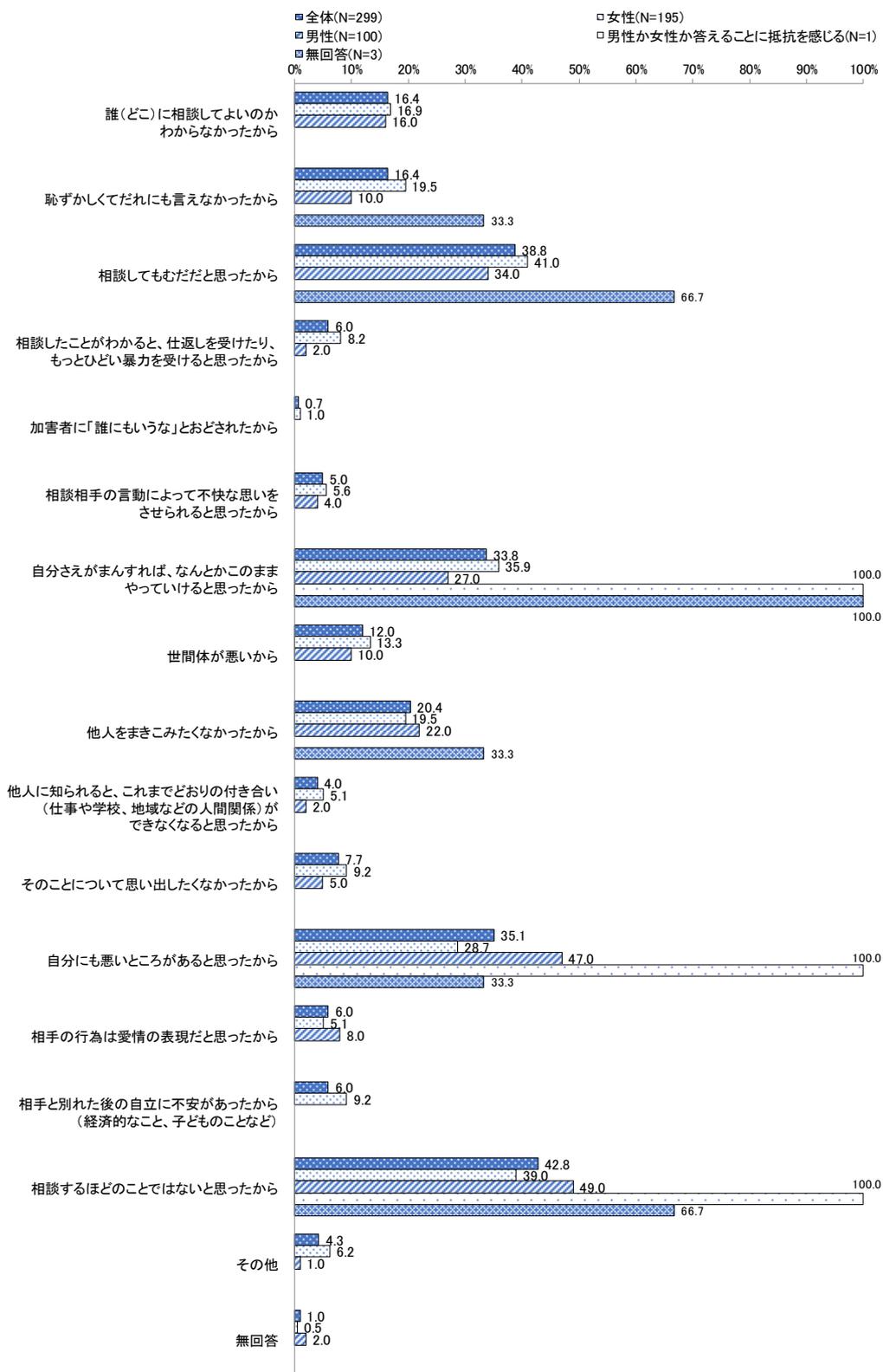
(4) 配偶者や恋人からのDV被害を「相談した」と答えた人の相談先
「友人、知人」や「家族や親せき」が圧倒的に多く、公的機関への相談は非常に少ない状況です。

図⑦ DV被害の相談先



(4) 配偶者や恋人からのDV被害を「相談しなかった」と答えた人の理由
 「相談するほどのことではないと思った」や「自分にも悪いところがあると思った」等の理由が非常に多く、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていると」や「相談してもむだだと思った」も多くなっています。

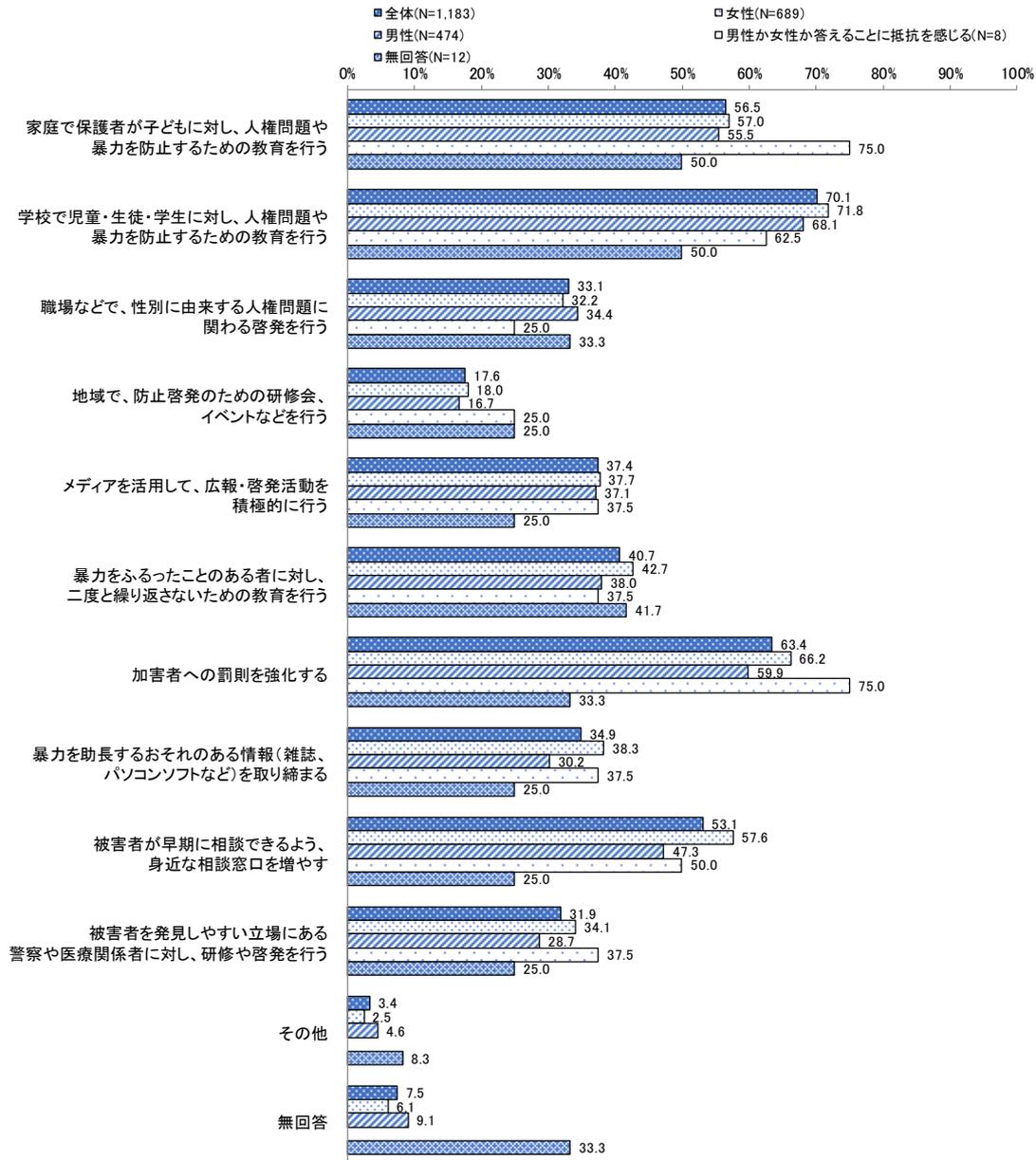
図⑧ 相談しなかった理由



(5) DVや性犯罪、売買春（援助交際を含む）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力防止に必要なこと

全体では、「学校で児童・生徒・学生に対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行う」が70.1%と最も高く、次いで「加害者への罰則を強化する」が63.4%、「家庭で保護者が子どもに対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行う」が56.5%となっています。

図⑨ 暴力防止に必要なこと



第3章 計画の内容

1 計画の体系

第5次大分県DV対策基本計画

基本理念	基本目標	重点施策	具体的取組
配偶者等からの暴力のない社会を目指して	I 暴力根絶のための啓発と教育の充実	1 暴力を許さない社会意識の醸成	(1) DVに関する研修や学習機会の充実 (2) 多様な広報媒体を使った啓発 (3) 女性に対する暴力をなくす運動の充実
		2 若年者に対する人権教育・DV防止啓発の充実・強化	(1) 学校における人権教育の充実 (2) 小・中・高・大学生等に向けたDV防止啓発 (3) 教職員・相談員・保護者に対する研修
		3 DV加害者及び被害者に関する調査・研究	(1) 被害者に関する調査・研究 (2) 加害者更生プログラム導入に向けての検討
	II 迅速な通報・相談しやすい体制づくり	4 迅速な通報につながる体制整備	(1) 医療関係者等に対する周知や研修 (2) 福祉関係者等住民に身近な人々への理解促進 (3) 児童虐待防止関係機関等との連携
		5 相談体制の充実・強化	(1) 配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実・機能強化 (2) 警察の相談体制の充実・強化 (3) 市町村の相談機能の強化 (4) DV・性暴力の相談窓口の周知、広報
		6 相談従事者等の資質の向上	(1) 相談従事者向け研修の充実 (2) 相談従事者への心理的ケアの実施 (3) DV相談・対応マニュアルの活用
		7 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者・男性の被害者への適切な対応	(1) 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者・男性の被害者への相談の充実 (2) 外国人向けリーフレットの活用 (3) 障がい者向けリーフレットの活用
		8 緊急時の安全確保	(1) 被害者の安全な移送の確保 (2) 避難場所の確保
	III 安全で安心できる保護体制づくり	9 一時保護体制の充実	(1) 一時保護所の整備・充実 (2) 一時保護委託先の拡大等 (3) 県外施設等との連携
		10 保護命令発令に対する適切な対応	(1) 配偶者暴力相談支援センターの対応 (2) 警察の対応 (3) 教育委員会の対応
	IV 被害者の意思を尊重した自立支援の推進	11 被害者への心理的支援	(1) 回復のための心理的ケアの充実 (2) 被害者のエンパワーメント
		12 同伴児童等への支援	(1) 心理的ケアの充実 (2) 児童相談所との連携 (3) 医療機関との連携 (4) 学校、教育委員会の対応
		13 生活基盤確立のための支援	(1) 住宅確保のための支援 (2) 就労のための支援 (3) 市町村等と連携した各種制度の活用
		14 地域でのフォローアップの充実	(1) 一時保護終了後の継続的支援 (2) こどもの支援に関わる関係機関の連携
	V 推進体制の整備	15 関係機関の顔が見えるネットワーク体制の強化	(1) DV被害者支援関係機関の連携の充実
		16 市町村の被害者支援体制整備への支援	(1) 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置等への支援 (2) 支援ネットワークづくりの促進 (3) 地域における支援者の養成
		17 多様な民間団体との連携と協働	(1) 民間団体との連携と協働 (2) 民間団体への活動支援
		18 おおいた性暴力救援センターとの連携	(1) 性的暴力を受けた被害者へのきめ細かな対応
		19 被害者等に係る情報の保護	(1) 情報の適切な管理と秘密の保持
		20 苦情解決体制の整備	(1) 相談機関の苦情解決体制の充実 (2) 公正な苦情解決

2 施策の展開

基本目標Ⅰ 暴力根絶のための啓発と教育の充実

女性に対する暴力の背景には、男女の社会的地位・経済力の格差、固定的な性別役割分担意識、女性の人権軽視のなごりなど、我が国の男女が置かれている状況に根ざした社会的・構造的問題があります。

男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有するとともに、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、いかなる場合においても暴力は決して許されることではないという社会意識を醸成することが必要です。

また、若者たちの間でも、交際相手など親密な関係性において、DVと同じような暴力が起きていることから、次代を担う若者たちに対しても、発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育や学習を、家庭・学校・地域等の中で取り組んでいく必要があります。

効果的な啓発と教育、支援を行うためには、被害者の実態を把握する必要があります。

重点施策1 暴力を許さない社会意識の醸成

【現状と課題】

DVや性暴力等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという社会意識の醸成が必要です。

本県では、被害者が立ち寄る可能性のある場所への、相談窓口の情報を掲載したDV防止啓発リーフレットやカードの配布や設置、DVや性暴力の防止に関する研修会や男女共同参画に関する講座の開催等、女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～25）を中心とした集中的な広報等を実施してきました。

DV防止に向けての県民の理解は高まってきましたが、一方で、自身が受けている暴力が不当なものだと自覚していない被害者や相談機関を知らない被害者もまだまだ多数います。

県民一人ひとりのDVや性暴力に関する理解を深め、暴力の潜在化を防ぎ、被害者が相談窓口を利用できるよう、今後もあらゆる機会を通じて、暴力のない社会づくりに向けた広報・啓発の充実・強化を図る必要があります。

【具体的取組】

(1)DVに関する研修や学習機会の充実

① 市町村や企業、学校などで行われる研修等へ、講師を派遣するとともに、市町村や関係機関、関係団体と連携・協力して研修会や講演会を実施し、県民の学習機会の充実を図り、いかなる場合においても暴力は決して許されることではないという社会意識の醸成に取り組みます。
＜県民生活・男女共同参画課＞

② DV防止啓発の充実・強化を図るため、DV予防教育指導者の養成を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞

- ③ 市町村人権啓発担当者や人権啓発講師をはじめ、広く県民に対し、女性の人権やDVに関する研修を実施します。
＜人権尊重・部落差別解消推進課＞

(2)多様な広報媒体を使った啓発

- ① 啓発用リーフレットやカードを必要に応じて改定するとともに、県や市町村の広報誌・ホームページ・SNS、テレビ・ラジオ・新聞等のメディアを通じて、県民に対して広くDVや性暴力に対する知識や相談窓口について広報・啓発を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(3)女性に対する暴力をなくす運動の充実

- ① DVや性暴力等女性に対する暴力の根絶に向けて、市町村及び関係機関と連携した「女性に対する暴力をなくす運動(※)」を実施するとともに、「パープルリボン運動(※)」を実施するなど広く県民に向けて創意工夫した集中的な啓発活動を行うなど、一層の充実を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課＞



(※) 女性に対する暴力をなくす運動

国、地方公共団体、女性団体及び関係団体等が連携、協力し、女性に対する暴力の問題に関する取組の一層の強化と、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図る活動です。

期間は、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間と定められています。



(※) パープルリボン運動

1994年にアメリカで始まった女性に対する暴力根絶の運動で、現在、40か国以上の国々に広がり、国際的なネットワークに発展した草の根運動です。

パープルリボンには、「あなたはひとりではない」というメッセージが込められており、それを身につけることでパープルリボン運動の趣旨への賛同を表明することができます。



【現状と課題】

人間の意識や価値観は、幼少期から形成されるため、学校・家庭・地域において人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を促進することが必要です。

また、近年、デートDVと呼ばれる学生等若いカップルの間で起こる暴力も問題となっています。

本県では、未来のDV被害者・加害者・傍観者を生じさせないために、デートDV防止啓発リーフレットを作成し、中学生、高校生、大学生、教職員を対象としたデートDV防止セミナーを開催するなど、啓発や相談機関の周知に取り組んできました。

若年者に対し、お互いを尊重しあえる対等な関係を築くことの大切さを考える機会を積極的に提供することは、将来のDVの発生防止につながり大変有用であることから、引き続き関係機関等と連携した人権教育や防止啓発に取り組んでいく必要があります。

また、若年者に接する機会が多い関係機関の職員や保護者に対し、DVに関する理解や被害者支援施策の周知を図ることが必要です。

【具体的取組】

(1) 学校における人権教育の充実

- ① 児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについて、学校教育活動全体を通じて指導の充実を図ります。

DVやデートDV、女性の人権問題などの講演会や研修を通して教職員の理解を進め、児童生徒に対して固定的な性別役割分担意識の解消や女性の人権尊重の浸透を図り、女性の人権を保障する社会づくりの推進に努めます。

＜教育庁人権教育・部落差別解消推進課＞

- ② 自由な教育活動を実践できる私立学校の特性を生かし、各私立学校が積極的に人権教育に取り組み、幼児・児童・生徒の健全な人格形成を図るため、大分県私学協会の定める大分県私立学校人権教育基本指針に基づき、人権問題や差別の解決に向けた各私立学校における人権教育の推進に向け、関係機関と連携して助言を行います。

＜学事・私学振興課＞

(2) 小・中・高・大学生等に向けたDV防止啓発

- ① 低年齢層からの教育・意識づくりを行うため、小学生、中学生、高校生、特別支援学校生、専門学校生、大学生などを対象に、心身の発達段階に応じた暴力を許さない人権教育やデートDVに関する講座を実施します。また、DV防止啓発用冊子の活用により、若年層へのより効果的な啓発に取り組めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ② 若年者に対し、配偶者暴力相談支援センターや性暴力救援センター等の相談窓口の周知を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

(3) 教職員・相談員・保護者に対する研修

- ① 教職員を対象とした、DVやデートDVに関する研修等を行い、DVについて理解を深めるとともに、防止教育講座を担うことができる人材の養成に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ② 若年者を対象とした相談機関の相談員等や保護者に対して、正しい理解と被害者支援施策の周知を図るため、DVに関する研修を行います。

< 県民生活・男女共同参画課 >



(※) デートDV

DVは、夫婦など一緒に暮らしている親密な関係にある人からの暴力ですが、交際相手からの暴力を「デートDV」といいます。

デートDVは、つき合っているお互いが対等の関係ではなく、一方が相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を押しつけ、力で相手を自分の思うようにする（支配する）ことです。暴力の種類は様々で、身体的暴力はもちろん、精神的暴力や性的暴力もあります。

※ 若年者向けに作成したDV防止啓発用リーフレット（抜粋）

1. デートDVって何なん?

DV(ドメスティック・バイオレンス)は夫婦など親密な関係にある人からの暴力です。とくに交際相手からの暴力を「デートDV」といいます。

①具体的に暴力ってどんなこと?

デートDVはつき合っているお互いが対等の関係ではなく一方が力で相手を自分の思うようにする(支配する)ことです。からだへの暴力だけが暴力ではないんです。

- 身体的な暴力
 - ・殴ったりけつたりする
 - ・ものを投げつける
 - ・髪の毛をひっぱる
 - ・つきとばす
- 性的な暴力
 - ・無理やりキスやセックスをする
 - ・コンドームを使わない
- 言葉での暴力・精神的な暴力
 - ・バカにした言葉を使う
 - ・無視する
 - ・大事なものをこわす
 - ・なんで一人で勝手にきめる
- 経済的な暴力
 - ・お金をねだる
 - ・借りたお金を返さない
- 社会的暴力
 - ・バイトや部活に行かせない
 - ・学校へ行かせない
 - ・友達にあわせない
- デジタル暴力
 - ・勝手にラインをチェックする
 - ・すぐに返事をしないと怒る
 - ・自分以外のアドレスは知らないだろうと消す

次はこが女子をならしめてあげよう

デートDV危険度チェック

彼(彼女)が好きなんだけれど...

- いつも彼の機嫌を損ねないよう気を配っている
- 「ブス」とか「ばか」とか傷つくことを言われる
- 友だちと会うと不機嫌になる
- 優しいなと思ったら急に意地悪をしたり、謝ったりする
- 「別れたら自殺する」と言う
- 「おまえのせいで気分が悪くなった」と言われる
- 気分などお構いなしにHを求める
- 自分の意見をいつも否定されるので話し合いができない
- 彼がいないとなぜかホッとする

彼女(彼)が好きだから...

- どこで、何をしているのかわからないと気がすまない
- 自分の好み(服や髪型)を押しつける
- 腹が立つと相手に向けて物を投げる
- 自分のことを一番大事にしないと腹が立つ
- 自分の意見に従わないとイライラして大声を出す
- 携帯電話の履歴やアドレスをチェックするのはあたり前だ
- 愛しているならいつでもHに応じるべきだ
- つき合っていれば少しぐらいの暴力はしかたがない
- 「口答えするな!」と殴ったことがある

チェックが一つでもあれば二人の関係を見直してみたらどうでしょう。できれば彼(彼女)といっしょにチェックしてみませんか?

【現状と課題】

本県では、令和4年度に「男女共同参画社会づくりのための意識調査」を実施し、DV被害体験の実態把握を行いました。今後も被害者等の実態把握に努めるとともに、国等の調査結果を参考にしながら、被害者の心身の健康を回復するための方法など被害者支援に向けた調査研究を行うことが必要です。

また、DVをなくし誰もが安心して暮らせる社会をつくるためには、被害者を保護・支援する対策を推進するとともに、加害者に自らの暴力の責任を自覚させ、暴力の再発を防ぐための取組も重要です。国は、令和5年5月に「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」を整理し、加害者プログラムの全国的な実施に向けた取組を進めており、その動向を注視するとともに、プログラム導入に向けての検討をすすめる必要があります。

【具体的取組】

(1)被害者に関する調査・研究

- ① 実態調査の方法等を検討し、被害者や職務関係者のより詳細な実態把握に努め、今後の効果的な支援のあり方等を研究します。 <県民生活・男女共同参画課>

(2)加害者更生プログラム導入に向けての検討

- ① DV被害者支援の一環として行う加害者更生プログラムについて、国や他県の動向、本県の状況に関する情報収集を行い、導入に向けた検討を進めていきます。 <県民生活・男女共同参画課>

基本目標Ⅱ 迅速な通報・相談しやすい体制づくり

DVは、家庭内という人目に触れることが少ない場所で起こることから、外部から発見することが困難な上、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特性があります。場合によっては、被害者の命にもかかわる重大な事態になることも予想されます。

しかしながら、被害者は、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」といった認識や、家庭の事情、加害者からの報復の恐怖、度重なる暴力による無力感等により周囲の人や相談機関等に相談や保護を求めることをためらう傾向にあります。

法では、DVを発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないとされていることから、通報についての法の規定と趣旨について、県民や関係者への周知に努める必要があります。

また、配偶者暴力相談支援センターや警察、その他の関係機関は、被害者の意思を十分に尊重しつつ、被害者の訴えに耳を傾け、適切な助言や援助を行うなど、被害者が安心して相談できる体制づくりに努める必要があります。

重点施策4 迅速な通報につながる体制整備

【現状と課題】

医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等）や消防署の救急隊員等は、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されています。

また、民生委員・児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、DVを発見しやすい立場にあることから、DVの正しい理解と被害者への適切な対応が重要です。

本県では、被害者の早期発見、早期対応を図るため、被害者の第一発見者になり得る職務関係者に対して、DVの基礎知識や法律等に関する「DV防止啓発研修」を実施しています。

DVと児童虐待は密接に関連があることから、被害者の早期発見、早期解決を図るためには、児童虐待防止関係機関と配偶者暴力相談支援センター等のDV被害者を保護・支援する機関が、より一層連携を密にし、協力して問題解決に当たることが必要です。

また、学校や保育施設等は、DVや児童虐待を発見する機会があるため、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所などの専門機関への迅速な連絡と、関係機関との連携による被害者への支援が必要です。

【具体的取組】

(1) 医療関係者等に対する周知や研修

- ① 医師会や看護協会を通じ、医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、相談機関等に関する周知や研修の実施を要請します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ② 消防署の救急隊員等に対して、DVの正しい理解と救急現場での被害者への対応についての研修を実施します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

③ 医療機関を受診したDV被害者に、二次的被害が生じることのないよう、医療関係者に対し、「医療関係者のためのDV被害者対応マニュアル」を活用した研修等を実施します。
＜県民生活・男女共同参画課＞

④ 社会福祉施設等の職員に対して、DVの正しい理解と被害者への対応について、協力が得られるよう、広報を行うとともに、研修の実施に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(2)福祉関係者等住民に身近な人々への理解促進

① 民生委員児童委員協議会や地方法務局、人権擁護委員協議会等と連携・協力し、地域の民生委員・児童委員、人権擁護委員等に対し、DVの正しい理解を促すための研修を実施します。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(3)児童虐待防止関係機関等との連携

① 児童虐待事例の発見からの通報・保護が円滑に行えるよう、「大分県要保護児童対策地域協議会」において情報提供を行い、構成機関のDVに関する理解促進を図るとともに、連携の強化に努めます。
＜こども・家庭支援課＞

② 保健所では、児童虐待やDVの防止・早期発見の観点から、市町村等地域の関係機関との連携を強化し、専門機関の紹介等を行います。
＜健康政策・感染症対策課＞

③ 「大分県人権教育推進計画（改訂版）」（令和3年3月改訂）に基づき、女性の人権（DV・デートDV）に関する研修等を実施し、知識の周知を図ります。
＜教育庁人権教育・部落差別解消推進課＞

【現状と課題】

複雑、多様化した相談に適切に対応するとともに、潜在的なDV被害者の早期発見につなぐため女性相談支援センターでは、DV被害者からの相談に365日対応する体制を確保しており、アイネスでは、様々な問題や悩みの相談に対応する「女性総合相談」及び「男性総合相談」を設置しています。また、専門的な判断や助言が必要な場合は、弁護士による無料法律相談日を設定しているほか、他の専門機関を紹介しています。

警察では、昼夜を問わず24時間体制で被害者等からの相談に対応し、認知した段階で警察署と警察本部が連携して、事案の認定や危険性・切迫性を判断する体制を整えています。

また、対応する警察官の性別に関し、相談者の要望に柔軟に対応するため、全警察署に女性警察官を配置しているほか、外国人被害者への対応に備え、英語、北京語、韓国語等の主要言語に対応できるよう外国語表記版リーフレット等を整備しています。

令和4年度に実施した県民意識調査の結果では、配偶者等からのDV被害者の67.2%が「誰にも相談しなかった」と回答するなど、被害に遭いながらも誰にも相談していない被害者は依然として多い状況です。また、相談した場合の相談先も、「友人、知人」や「家族や親せき」など身近な人々がほとんどです。

被害者やその周囲の人からの早期の相談を促すためにも、相談窓口を広く周知・広報するとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心に、市町村をはじめ各相談機関相互の一層の連携を図ることが必要です。

【具体的取組】

(1) 配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実・機能強化

① 女性相談支援センターは、一時保護機能を有する機関として、種々の事例を通じたノウハウを蓄積し、市町村の相談窓口では対応が困難な事例に対する専門的支援や、広域対応を含めた調整機能の強化に努めます。

アイネスは、相談員向け研修等の充実を図るとともに、市町村や女性相談支援センター、警察など関係機関相互の連携を強化していきます。

＜こども・女性相談支援センター(※)、県民生活・男女共同参画課＞

② 関係機関との円滑な連携と被害者の負担軽減や二次的被害防止のため、同行支援の充実強化に努めるとともに、「DV相談共通シート」の活用を進めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

③ 繰り返されるDVや加害者に対する恐怖等により精神的に不安定な状態にある被害者に対して、こころとからだの相談支援センター(※)等相談窓口の情報提供や、医療機関の受診を勧奨します。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

④ 保護命令の申立て、離婚、親権、財産分与など被害者が抱える法律問題について、専門的助言を行うため、弁護士による法律相談の充実を図るとともに、必要に応じて法テラスを紹介します。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

- ⑤ アイネスの「男性総合相談」において、男性被害者からの相談に対応します。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ⑥ こころとからだの相談支援センターでは、DV加害者・被害者から精神保健福祉に係る相談があった際には、関係機関と連携を図りながら、対応します。
＜こころとからだの相談支援センター＞

(2)警察の相談体制の充実・強化

- ① 各警察署においては、被害者の安全の確保やプライバシーに配慮するとともに、被害者が希望する性別の職員が聴取に当たるなど、相談しやすい体制づくりに努めています。
＜警察本部人身安全・少年課＞
- ② DV事案の受理時に、警察本部と警察署が一体となり、事案の危険性・切迫性を的確に判断するとともに、状況に応じて、被害者の同意を得て、警察本部通信指令センターへの特定通報者登録や緊急通報装置の貸与等により、有事の際の迅速な対応を図るなど、被害者の安全確保に努めます。
＜警察本部人身安全・少年課＞

(3)市町村の相談機能の強化

- ① 市町村職員研修への講師派遣、DV対策先進事例に関する情報提供等、市町村の相談体制の整備を支援します。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(4)DV・性暴力の相談窓口の周知、広報

- ① 県の広報紙など各種の広報媒体を通じて相談窓口の周知、広報を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 各相談窓口を記載した啓発ステッカーや相談カードを配布し、トイレ等被害者が手に取りやすい場所に備え置くなど、商業施設等の協力を得て、設置場所の拡大に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課＞



(※) こども・女性相談支援センター

児童虐待、養育困難、心身の発達の遅れ、不登校や非行など児童に関する専門的な相談やDV、生活困窮、離婚問題など女性に関する様々な相談に応じ、必要な支援を行う大分県の行政機関です。中央児童相談所、女性相談支援センターの機関から構成されています。



(※) こころとからだの相談支援センター

身体、知的、精神に障がいのある方やそのご家族、うつや不眠などのこころの健康が気になる方等の相談支援を行う大分県の行政機関です。精神保健福祉センター、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の3つの機関から構成されています。

なお、「精神保健福祉センター」では、心の健康や病気に関する相談、精神障がい者の社会復帰のための支援、研修、講座等の他、関係機関への専門的・技術的支援や自立支援医療（精神通院）及び精神障害者手帳の判定や交付などを行っています。

【現状と課題】

相談従事者はDVの起こる背景やDVの特性を十分に理解し、被害者が必要とする支援を受けられるよう適切な対応が求められます。また、相談従事者の不適切な言動により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要です。

このため、関係機関の相談従事者に対して、各種研修や外部の専門家によるスーパーバイズを実施しています。

警察においては、交番や駐在所等を含めた全部門においてDV相談を受理することから、全ての警察職員に対してDVの定義や対処方法等について研修を行い、DV相談への組織的な対応を行っています。

今後も、関係機関が共通認識の下に、連携・協力して統一的な被害者支援が行えるよう、各種研修を通じて、相談従事者の資質向上に努めます。

また、相談に応じる過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態に陥る等相談従事者の心身の健康が損なわれることのないようメンタルヘルス対策が必要です。

【具体的取組】

(1) 相談従事者向け研修の充実

① 配偶者暴力相談支援センターや市町村、民間支援団体等各関係機関の相談従事者に対し、相談員の経験年数等に応じた研修会や専門家のスーパーバイズによる事例検討・意見交換等を体系的、継続的に実施し、相談員として必要な知識や技術の習得と資質の向上を図ります。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

② 研修参加が困難な地域の相談従事者に対し、地域間格差の解消を図るため、ブロック別の相談員等研修会や市町村訪問による事例検討・意見交換を実施します。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

③ DV事案は、様々な警察活動の過程で対応する可能性があることから、全ての警察職員に対する研修を継続的に行っていきます。

＜警察本部人身安全・少年課＞

(2) 相談従事者への心理的ケアの実施

① 相談従事者のメンタルヘルスケアの充実を図るため、相談員ストレスケアを実施します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

(3) DV相談・対応マニュアルの活用

① 「DV相談・対応マニュアル」を、必要に応じて改定し、活用を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

【現状と課題】

被害者に関わる職務関係者は、被害者の年齢や性別、国籍、障がいの有無等を問わず、その人権を尊重し、その安全の確保及び秘密の保持に十分配慮する必要があります。

外国人については、言語や文化の違いが障壁となり、相談窓口などの必要な支援情報から疎遠となったり、実際に相談する場合においても、相談する内容が伝わりにくい状況があります。

配偶者暴力相談支援センターでは、外国人から相談があったときは、外国語のDV啓発リーフレットにより対応していますが、必要に応じ通訳の確保にも努めています。

DVを含む外国人生活相談やボランティア・留学生による通訳支援体制は整備されてきました。こうした支援体制の周知について、今後も取り組みを進めていく必要があります。

障がい者や高齢者、性的少数者（※）についても、DVに関する相談機関の情報が届きにくかったり、被害者がより潜在化しやすい状況にあります。職務上、障がい者や高齢者等に接する機会の多い関係機関の職員に対し、DVの理解や被害者支援施策の周知を図るとともに、連携を促進して相談しやすい体制整備を図ることが必要です。

また、男性からの相談も一定数存在しており、性別に関わらずDVに悩むすべての方への適切な対応と相談しやすい体制整備を図ることが必要です。

【具体的取組】

(1)外国人・障がい者・高齢者・性的少数者・男性の被害者への相談の充実

- ① 外国人被害者への相談、支援において国際交流プラザ等と連携して、通訳の確保等適切な対応に努めます。また、国際交流プラザの相談担当職員に対し、DVに関する研修を行います。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

- ② 国際交流プラザの外国人生活相談や通訳支援体制を維持・整備していくとともに、今後は国際交流プラザの機関誌や外国語情報誌などを通じて支援体制の広報に努めます。

＜国際政策課＞

- ③ 障がい者、高齢者のDV未然防止と被害者の適切な保護を図るため、市町村の担当窓口をはじめ、市町村自立支援協議会や相談支援事業所、地域包括支援センター等関係機関に対して、会議等の機会を利用して、DVに関する研修を行い理解の促進を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ④ 配偶者暴力相談支援センターと市町村や地域包括支援センター等福祉関係機関の障がい者及び高齢者に係る相談窓口との連携を強化するとともに市町村が行う福祉施策等も勘案し、被害者の心身の状況に十分配慮した早期の対応と適切な支援に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ⑤ 被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう、DV相談員の研修において、性的少数者に関する内容を盛り込むなど相談体制の充実を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ⑥ 性的少数者等に対する相談窓口（「LGBT等に関する相談窓口※」）において、性的少数者等からDV相談を受けた場合には、必要に応じて配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、対応します。また、当該窓口の相談員に対し、研修等の機会を通じて、DVに関する理解の促進を図ります。

＜人権尊重・部落差別解消推進課＞

- ⑦（再掲）アイネスの「男性総合相談」において、男性被害者からの相談に対応します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

（2）外国人向けリーフレットの活用

- ① DV啓発リーフレット外国語版（英語、中国語、韓国語）を必要に応じて改定を行い活用します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

（3）障がい者向けリーフレットの活用

- ① 視覚障がい者のためのリーフレットを活用します。

＜県民生活・男女共同参画課＞



（※）性的少数者

何らかの形で「性」のあり方が少数派の人をいい、LGBTなどが含まれる。

LGBTとは

Lはレズビアン(Lesbian)：女性に恋をする女性

Gはゲイ(Gay)：男性に恋をする男性

Bはバイセクシュアル(Bisexual)：男性・女性どちらにも恋をする人

Tはトランスジェンダー(Transgender)：心の性別と身体の性別に違和感を持っている人（性別違和(性同一性障害)と診断を受けた人を含む。）

他にも、恋愛感情を持たないアセクシュアル(aseexual)、自分でもわからない、決められないクエスチョニング(questioning)など性のありよう(sexuality)は人さまざまです。



（※）LGBT等に関する相談窓口

大分県では、ジェンダーアイデンティティや性的指向などの悩みについて、専用の相談窓口で相談を受けています。大分県公認心理師協会に所属する公認心理師や臨床心理士が、ご本人やご家族、友人などからの相談に対応します。

相談方法は、電話・SNS・メールで、相談料は無料です。匿名での相談も可能としています。

基本目標Ⅲ 安全で安心できる保護体制づくり

被害者の保護に当たっては、何よりも被害者の安全の確保を最優先にすることが重要です。夜間・休日や一時保護所から離れている相談窓口等に緊急に保護を求めてきた被害者に対しては、一時保護所までの安全な移送に特に配慮する必要があります。また、市町村と連携し、一時保護が決定されるまでの間、安全な避難場所を確保することも必要です。

保護命令が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター、警察、関係機関が連携し、被害者等の安全を図る必要があります。

重点施策8 緊急時の安全確保

【現状と課題】

緊急に保護する必要がある場合には、市町村や警察などの関係機関が連携して安全な移送に努めています。

警察でDV事案を受理した場合は、被害者等の安全確保を第一に事案の危険性・切迫性を判断し、必要に応じて関係機関と連携して避難場所を確保するよう努めています。

被害者や加害者の中には、認知症等の問題を抱え、避難のみの対応では不十分で入院や福祉施設入所等が必要なケースや夜間・休日等において避難先のない被害者等の緊急的な安全確保の措置が必要なケースなどがあるため、関係機関による連絡、移送体制の充実を図るとともに、被害者の近隣に一時保護が行われるまでの間の避難場所を確保することも必要です。

【具体的取組】

(1) 被害者の安全な移送の確保

- ① 休日や夜間などに緊急な一時保護のための移送が必要と認められるときは、保護の求めを受けた機関をはじめ、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等の関係行政機関が連携し、被害者の状況を考慮しながら、安全な移送に努めます。

＜こども・女性相談支援センター＞

(2) 避難場所の確保

- ① 緊急な保護が必要な場合は、引き続き、配偶者暴力相談支援センターと連携によるシェルターへの一時保護や、公費負担による宿泊費の助成により、避難場所の確保に努めます。また、市町村や民間団体との連携による避難場所の確保に努めます。

＜警察本部人身安全・少年課＞

- ② 一時保護所から離れている地域においても夜間・休日等の迅速、的確な保護ができるよう、一時保護委託先がない地域での委託先の確保を検討します。

＜こども・女性相談支援センター＞

- ③ 夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等に配慮しつつ、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えます。 <こども・女性相談支援センター>

【現状と課題】

一時保護所では、安心安全な生活環境を提供し、被害者の心身の回復や自立に向けた援助等、入所者の意向に寄り添って最適な支援が行えるよう保護体制のより一層の整備、充実を図っていく必要があります。

また、児童を同伴する被害者には、裁判所や市役所へ外出時や心身に大きな被害を受けレスパイト(※)が必要な場合に、同伴児童に対する保育や学習支援が必要になります。

さらに、障がい者や高齢者、外国人、性的少数者等さまざまな配慮が必要となる被害者に対応するため、多様な一時保護委託施設を確保するなど、受け入れ体制の整備、充実も求められます。

この他、加害者から執拗な追及がある場合には、県外施設への入所等、県域を越えた広域的な連携が必要となる場合があります。

なお、一時保護件数は全国的に減少していますが、通信機器の利用制限等の制約が要因の一つと言われています。安全は確保しながら、必要な人が適切に一時保護につながる体制の検討を図ることが必要です。

【具体的取組】

(1)一時保護所の整備・充実

① 心理支援員や同伴児童対応支援員、女性相談支援員等の専門的支援を実施する職員を配置し、一時保護所の入所者及び同伴児童に対して、心理的支援や保育支援等のきめ細やかなケアや支援を行うとともに、自立に必要な制度等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を実施します。 <こども・女性相談支援センター>

② 安全確保を目的とする通信機器利用制限等の一時保護所の制約については、他自治体の例なども参考に改善を検討します。

また、一時保護所の制約が一時保護を拒む要因となる場合には、一時保護委託を検討します。 <こども・女性相談支援センター>

(2)一時保護委託先の拡大等

① 被害者が高齢者又は障がい者である場合は、高齢者虐待又は障がい者虐待に該当する可能性もあることから、被害者の事情に配慮しながら市町村と密接な連携を図るとともに、適切な社会福祉施設等において一時保護ができるよう委託先の確保を図ります。

また、その他様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、多様な一時保護委託先の確保に努めます。 <こども・女性相談支援センター>

② 一時保護については、被害者の状況に応じて適切な保護を実施するために、必要に応じて民間シェルター等への委託を検討します。

<こども・女性相談支援センター>

③ 同伴児童が男子で年齢が高い場合（小学校高学年以降）には、親子を分離することなく一緒に保護することが可能な施設への一時保護委託を行います。

<こども・女性相談支援センター>

(3) 県外施設等との連携

- ① 一時保護・施設入所に際し、県域を越える対応が必要となる場合は、安全で円滑な手続が行えるよう、被害者の住所地を所管する福祉事務所や、他県関係機関、警察等との連携を図ります。

＜こども・女性相談支援センター＞



(※) レスパイト

一時的中断、休息、息抜きを意味する英語。医療用語では、在宅で介護をする家族などの介護者を、介護から開放して休息させることを目的とした「レスパイトケア」や「レスパイト入院」などの言葉があります。

【現状と課題】

保護命令制度は、被害者の生命または心身に重大な危害を加えられることを防止するため、裁判所が被害者からの申し立てにより、身体に対する暴力をふるう、または生命等に対する脅迫をした配偶者に対し、一定期間、被害者または被害者のこどももしくは親族等へのつきまとい等の禁止、被害者等への電話やメールの禁止及び生活の本拠としている住居からの退去や住居付近のはいかいの禁止を命じるものです。

制度の有効な活用を図るため、被害者に対する保護命令制度の情報提供や保護命令発令後の支援など、被害者等の安全確保について配偶者暴力相談支援センターや警察をはじめ、各関係機関が連携し、適切な対応をすることが重要です。

警察では、DV事案の対応について、被害者等の安全確保を第一として、配偶者暴力相談支援センターや学校等関係機関等との連携を密にし、保護命令発令後における加害者への面接の実施や、被害者への定期連絡を実施するなど、被害者等の状況を把握し、安全対策に努めています。

加害者のもとから避難している被害者と同居するこどもが通学する学校や通所する保育所等においては、被害者から申出があった場合に、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居住地が知られることがないように、十分配慮することが求められます。

【具体的取組】

(1) 配偶者暴力相談支援センターの対応

- ① 保護命令の発令された被害者及び被害者のこども又は親族等の安全確保について、具体的対応ができるよう、関係機関との一層の連携を図ります。
＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞
- ② 被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、適切な情報提供や助言等に努めます。
＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 教職員や保育士等に対し、必要に応じて改定を行いながら「教育関係者のためのDV被害者対応マニュアル」を活用した研修等を通じ、DVやDVがこどもに与える影響等についての理解を深めるとともに、保護命令が発令されたことについて、被害者から申出があった場合や加害者側からの問い合わせ等への適切な対応について周知を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(2) 警察の対応

- ① 保護命令が発令された場合は、加害者に面接し、保護命令の遵守について指導するとともに、被害者及びその親族等に対して、定期的な連絡や安全確認などの保護対策を図ります。また、状況に応じ、加害者の親族への説明を行い、再発防止を図ります。
＜警察本部人身安全・少年課＞
- ② 被害者及びその親族等への危険性・切迫性を的確に判断し、関係機関と連携した一時避難の実施や加害者の検挙・警告等を行います。
＜警察本部人身安全・少年課＞

(3)教育委員会の対応

- ① 被害者や被害者と同居しているこどもに対して接近禁止命令が発令されていることについて、被害者から申出があった場合は、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居住地が知られることがないよう、被害者のこどもの転校先や居住地等の情報管理を徹底し、特別な配慮を要する児童生徒の情報共有を教職員間で図ります。
＜教育庁義務教育課、特別支援教育課、高校教育課＞

基本目標Ⅳ 被害者の意思を尊重した自立支援の推進

被害者がそれまでの生活の場所を離れ、新たな場所で自立するに当たっては、住宅の確保、就職、こどもの養育など生活面、経済面の自立はもとより、長い間の暴力により疲弊した心身の回復を図ることが重要です。

被害者の自立支援に当たっては、配偶者暴力相談支援センターは、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされています。

被害者の意思が尊重されながら、抱えている背景や状況に応じて、最適な支援が受けられるよう、配偶者暴力相談支援センターが中心となって、民間団体を含む関係機関との連携を図りながら、それぞれが被害者の自立に向けた適切な支援を行う必要があります。

また、被害者への支援内容が適切であったかどうかについて確認・検討を行い、今後、被害者の問題解決に結びつけていくことが重要です。

重点施策 1 1 被害者への心理的支援

【現状と課題】

被害者は、繰り返される心身への暴力に傷つき、恐怖や苦痛で混乱していたり、生活への不安に駆られていたりすることが多いことから、心身をケアし、健康回復を図るための専門的な支援が必要です。

女性相談支援センターでは、一時保護所の入所者に対して、心理支援員等の面接によりアセスメント（※）を行い、心理ケアや心理教育等の心理学的側面からの支援を実施しています。

アイネスでは、「女性総合相談」窓口において、専門の相談員が女性の抱える様々な問題や悩みに関する相談に対応するほか、危機的介入期を過ぎた被害者に対する自助グループの支援や臨床心理士等による専門的なカウンセリングも実施しています。

【具体的取組】

(1)回復のための心理的ケアの充実

- ① 被害者に不安や抑うつ、不眠など日常生活に支障を来すような症状がある場合に、精神科医等の専門家によるカウンセリング等を勧奨します。
一時保護の入所者に対しては、必要に応じて医療機関への情報提供や受診同行を実施しています。 <こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課>
- ② 一時保護の入所者に対して、心理支援員を配置して心理面接、心理検査、心理教育を実施するなど、被害からの回復につながるよう心理学的な支援を行っています。また、疾病の有無や診療の要否について、保健師による健康チェックを通して、被害者の心身の健康状態を把握し、保健指導等を行います。
<こども・女性相談支援センター>
- ③ アイネスにおいて、臨床心理士等による継続的な心理的ケアに取り組みます。
<県民生活・男女共同参画課>

- ④ 過去の性被害や性的搾取による心的外傷を抱えている一時保護者も多くみられることから、「おおいた性暴力救援センター・すみれ」と早期に連携し、心的外傷の被害回復支援から日常生活の回復等につなげていけるように努めます。

＜こども・女性相談支援センター＞

- ⑤ 保健所は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者が心理的な安定を取り戻すための精神保健に関する地域の相談窓口として対応します。

＜健康政策・感染症対策課＞

(2)被害者のエンパワーメント(※)

- ① 危機的介入期を過ぎた被害者の相談・交流の場を提供するとともに、参加者が自助グループの活動に移行する場合や、被害者が主催する自助グループの運営に対しての支援を行います。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ② 自宅に居ながらエンパワーメントに必要な資料・情報等を得られるよう、大分県女性活躍推進ポータルサイト等を通じて、就労や子育てに役立つ情報の提供に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞



(※) アセスメント

相談者等との面談や聞き取りなどから、心身の状態や日常生活の状況といった情報を収集し、相談者等の現状や意向等の把握・分析を行うこと。



(※) エンパワーメント

誰もが本来持っている生命力や個性などの潜在能力を取り戻すこと。

【現状と課題】

児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、「児童虐待の防止等に関する法律」において、児童虐待に当たるとされており、これらの行為により、児童の心身に様々な影響があらわれるとされています。

そのため、同伴児童の被害の早期発見・早期介入に向けた支援が適切に実施されるような体制が求められます。

一時保護所では、同伴児童のアセスメントを行い、心のケアのため心理支援員による心理ケアを行っています。

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居するこどもの就学に関する問題は極めて重要です。学校は、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所等の関係機関と連携し、被害者に対し同伴するこどもの就学について情報提供を行うとともに、問題を抱える児童生徒の小さな変化も見逃さない教育相談体制を整備しています。

【具体的取組】

(1) 心理的ケアの充実

① 同伴児童に不安や抑うつ、不眠など日常生活に支障を来すような症状がある場合は、同伴児童のケアにつながるよう児童相談所や医療機関等への相談を勧奨します。
＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

② 一時保護所の同伴児童に対して、心理支援員による心理面接や心理教育、保健師による健康チェック等を行います。
＜こども・女性相談支援センター＞

(2) 児童相談所等との連携

① 配偶者に対する暴力が行われること等、直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものを児童虐待ととらえ、市町村や児童相談所と連携しながら適切に対応します。

また、一時保護した同伴児童については、要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関での情報共有に努めます。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

(3) 医療機関との連携

① 専門的な援助が必要と思われる児童については、児童相談所等と連携して、情報提供や受診勧奨を行います。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

(4) 学校、教育委員会の対応

① 被害者の安全の確保を図りつつ、こどもの教育を受ける権利が保障されるよう、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等と連携します。

＜教育庁義務教育課、特別支援教育課、高校教育課＞

② スクールカウンセラーを活用するなどして、学校での相談体制の充実を図ります。

＜教育庁学校安全・安心支援課＞

- ③ スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒や保護者の生活にかかる環境調整の支援を行います。

<教育庁学校安全・安心支援課>

【現状と課題】

被害者が自立するためには、住宅の確保、就労、各種支援制度や法制度の利用等生活基盤確立のための支援が重要です。また、被害者の意思が尊重されながら、抱えている背景や状況に応じて、最適な支援が受けられるよう、自立して生活するための支援を継続することが必要です。

被害者の住宅支援については、県営住宅では、DV被害者から申込みがある場合、一般の申込者より当選確率を高くする優先入居の対象としているほか、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、目的外使用による一時入居も可能としています。

また、一時保護施設の退所者を対象に、民間住宅又は公営住宅へ入居する場合の初期費用等の助成を行っています。

被害者の就労支援については、関係機関と連携の上、きめ細かな就業支援に取り組むとともに、配偶者暴力相談支援センターでは、ハローワークでの求職活動等への同行支援を行っています。

この他、住民票の閲覧制限、国民年金、各種健康保険、児童手当、児童扶養手当、生活保護等の各制度や様々な福祉施策の利用について情報提供を行うとともに、必要な場合は、市町村等への橋渡しを行っています。今後とも、市町村等との連携を深め、被害者の自立に必要な情報の提供に努めていく必要があります。

【具体的取組】

(1) 住宅確保のための支援

- ① 配偶者暴力相談支援センター等の被害者支援機関と連携するとともに、優先入居制度を活用し、DV被害者が速やかに県営住宅に入居できるよう支援を行います。
＜公営住宅室＞
- ② 市町村営住宅におけるDV被害者の優先入居の推進を図ります。
＜公営住宅室＞
- ③ 配偶者暴力相談支援センター等の被害者支援機関と連携するとともに、県営住宅の目的外使用制度を活用し、DV被害者が新しい生活基盤を確立するまでの一時的避難に対応できるよう支援を行います。
＜公営住宅室＞
- ④ 施設入所中のDV被害者等が、アパート自立や就労を図る場合、身寄りがいないなど一定の条件を満たせば、施設長が保証人になることのできる身元保証人確保対策事業の周知と適切な運用を図ります。
＜こども・女性相談支援センター＞
- ⑤ DV被害者が、転居等に際し資金援助が必要な場合、母子・父子・寡婦福祉資金や生活福祉資金などの貸付金制度の活用について情報提供を行います。
＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞
- ⑥ 一時保護施設を退所した被害者等が、民間住宅又は公営住宅へ入居し自立を図る場合、家賃や初期費用等の助成を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ⑦ 市町村ごとに、不動産関係団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人、居住支援法人、大学、地域住民等で構成される居住支援協議会の設立を支援

することで、住まいや暮らしに関するワンストップの相談対応及び支援の実施を推進します。
＜建築住宅課＞

(2) 就労のための支援

- ① 相談・保護機関、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等と連携の上、ジョブカフェ、大分県中高年齢者就業支援センター、職業能力開発校において、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。
＜雇用労働室＞
- ② ハローワークでの求職活動に同行するなど、就労先を確保するための支援を行います。
＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 一時保護施設を退所した被害者等が、就職活動等で保育所等を利用する場合の保育費用の助成を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(3) 市町村等と連携した各種制度の活用

- ① 地域での生活を支援する各種福祉制度・施策が利用できるように、情報収集に努めるとともに、市町村をはじめとする関係機関との一層の連携を図ります。
＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞
- ② 生活に困窮しているまたは困窮する恐れがあり、複合的な原因を抱え、各専門機関では支援しきれなかったり、社会的孤立により支援につながりにくい人については、「生活困窮者自立支援法」に基づき全ての市町村に設置された総合相談窓口での、地域の実情に応じた、包括的、個別的、継続的な支援を推進します。
＜福祉保健企画課＞
- ③ 資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する生活保護制度が被害者に対し適切に適用されるよう、各福祉事務所を指導します。
＜保護・監査指導室＞

【現状と課題】

繰り返し家庭内で暴力を受けてきた被害者は、心身に深刻なダメージを負っていることが多くあります。その回復には長期的なケアを必要とする場合もあり、被害者が、地域で安心して暮らすことができ、自らの意思を尊重されながら、寄り添いつながり続ける支援を受けられるよう、サポート体制を構築していく必要があります。

また、DVはこどもの人格形成や心身の成長に深刻な影響を与えるため、DVから逃れた後に、こどもに様々な症状や問題行動が表れることがあるため、地域において、教育委員会、学校等関係機関が連携を図りながら、こどもの心のケアに関わっていくことが求められます。

【具体的取組】

(1) 一時保護終了後の継続的支援

① 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の了解のもと、市町村のDV相談窓口及び高齢者、障がい者、児童担当窓口等と連絡を取り、見守りや窓口相談対応について連携を図ります。 <こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課>

② 保健所は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者が心理的な安定を取り戻すための精神保健に関する地域の相談窓口として対応するとともに、市町村と連携し、生活相談等や関係機関の紹介等の対応を行います。 <福祉保健企画課>

③ 孤立防止を図るため、被害者の相談・交流の場を提供し、カウンセリングや情報提供の充実に努めます。 <県民生活・男女共同参画課>

④ 女性相談支援センターは、一時保護施設退所者が、心身の健康回復を図りながら、地域社会で孤立することなく安定的な生活が送れるよう、電話や訪問等によるアフターケアを実施します。

また、地域の社会資源につなげるため、確実な情報提供等を行うとともに、本人の意思を尊重しながら支援方針をたて、関係機関等と連携しながら、生活の安定と自立につながる支援に努めます。 <こども・女性相談支援センター>

(2) こどもの支援に関わる関係機関の連携

① 配偶者暴力相談支援センターは、学校や地域においてこどもの見守りができるよう、被害者の意向を尊重しながら、関係機関（教育委員会、学校、幼稚園、保育所、児童相談所等）に情報提供を行う等連携に努めます。

<こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課>

② 校内でのこどものケアに対応できるよう、要請に応じて、教職員や保護者対象の人権研修に専門的な講師や指導主事を派遣し、DVに関する知識の周知を図ります。

<教育庁人権教育・部落差別解消推進課>

基本目標Ⅴ 推進体制の整備

DVの防止及び被害者の保護や自立支援については、単一機関のみで支援を完結することは困難であり、多くの機関がかかわっています。そのため、各関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、相互に緊密に連携・協力して取り組むことができるよう、推進体制の整備を図る必要があります。

また、被害者に身近な市町村での支援の充実も求められており、市町村の体制整備に向けた支援を行うことが必要です。

さらに、民間団体においても被害者支援のために様々な活動を行っており、被害者の多様な状況に応じたきめの細かいサービスや支援を行うためには、行政と民間団体が連携し、協働していくことが必要です。

重点施策15 関係機関の顔が見えるネットワーク体制の強化

【現状と課題】

被害者支援のためには、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等法に掲げられた機関を始め、人権擁護委員や、関連する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携して取り組むことが必要です。

令和5年の法改正では、関係機関等から構成される協議会の法定化が努力義務とされました。

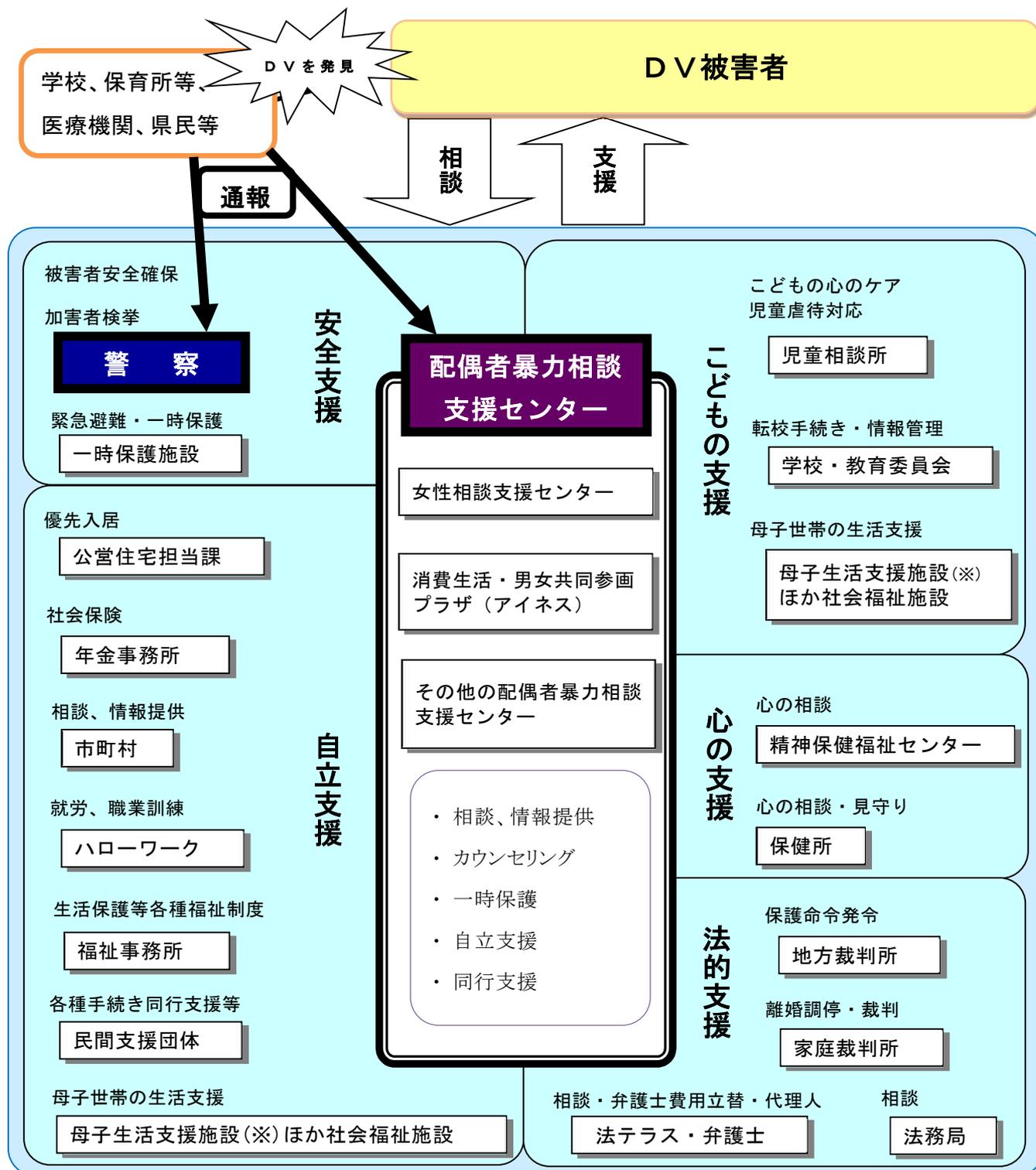
本県では、関係行政機関、弁護士会、民生委員児童委員協議会等をメンバーとした「DV被害者支援関係機関ネットワーク会議」を開催し、関係機関の連携に努めているところですが、より効果的に被害者を支援していくため、この組織を法第5条の2に定める協議会に発展させ、連携協力体制のより一層の充実を図っていく必要があります。

【具体的取組】

(1)DV被害者支援関係機関の連携の充実

- ① 「DV被害者支援関係機関ネットワーク会議」を引き続き定期的で開催し、事例検討の実施などを通じ実効性のある連携に努めるとともに、体制の強化を図り、法第5条の2に定める協議会の構築を進めます。 <県民生活・男女共同参画課>
- ② 配偶者暴力相談支援センターと警察本部による「DV関係機関連絡会議」を定期的で開催し、連絡調整、課題協議等を行うとともに連携強化を図ります。
<県民生活・男女共同参画課、こども・女性相談支援センター、警察本部人身安全・少年課>

参考 DV被害者に対する支援の体制



(※) 母子生活支援施設

配偶者のない女性等及びその女性等が監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援することを目的とする施設です。

【現状と課題】

平成 19 年の法改正により、市町村においても基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされ、被害者に最も身近な行政主体である市町村が計画を策定し、地域に根ざしたきめ細かな被害者支援を行うことが求められています。

現在、大分県内のすべての市町村でDV基本計画が策定され、令和 2 年 4 月には、大分市に配偶者暴力相談支援センターが設置されました。

市町村に配偶者暴力相談支援センターが設置されることは、被害者にとって、身近な相談窓口ができるとともに、被害者の緊急時の安全確保や自立に向けた継続的な支援を行う上で大変有効であるため、引き続き設置に向けた取組が望まれます。

また、地域における被害者支援を充実するためには、支援ネットワークをつくるとともに、DVや関係法制度に関する知識を持ち、それを実際に支援に結びつけることのできる支援者の確保が不可欠です。

【具体的取組】

(1) 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置等への支援

- ① 引き続き、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置について要請するとともに、市町村の実施する施策が円滑に進むよう必要な情報の提供や助言に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ② 市町村は、相談や生活保護、保険・年金、教育など多くの支援の窓口を持っていることから、被害者の負担軽減や二次的被害の防止のための庁内連絡会議を設置するなど支援窓口相互の連携体制の整備を働きかけていきます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ③ 市町村との連携強化のため、DV相談員等研修会や市町村訪問による事例検討・意見交換の開催により情報交換に努めます。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

- ④ 市町村訪問等の機会をとらえ、女性相談支援員配置の要請に努めます。

＜こども・女性相談支援センター＞

(2) 支援ネットワークづくりの促進

- ① DVの発見から、情報提供、通報、相談機関へとスムーズな支援につながるよう、民生委員・児童委員、自治委員、人権擁護委員等を構成員とする、地域の被害者支援のネットワークづくりを市町村に働きかけていきます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

(3) 地域における支援者の養成

- ① 民間支援団体の立ち上げや市町村窓口の相談員、DV学習会の講師などを担うことができる人材を養成するため、市町村と連携して、支援者等の養成講座を開催します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

重点施策 17 多様な民間団体との連携と協働（※）

【現状と課題】

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護については、民間団体も大きな役割を担っています。被害者の多様な状況に対応するためには、必要に応じて民間団体と、機動的に連携を図ることが必要です。

本県では、弁護士会との共催による「女性の権利ホットライン」や、DV被害者支援団体、女性団体等の協力による「女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン」、また、弁護士会、民生委員児童委員協議会等をメンバーとした関係機関ネットワーク会議の開催等民間団体との協働のもと各種の事業を実施しています。

また、DVに関する広報・啓発や被害者支援を行う際、DV被害者支援団体と連携して実施しています。

民間団体には、被害者の保護・支援に精通した団体や、居住支援・生活支援を実施する団体もあり、今後も、行政と民間団体それぞれの特性を活かして、さらなる協働を押し進めることが重要です。

【具体的取組】

(1) 民間団体との連携と協働

① 相談、広報・啓発、被害者同行支援等自立支援、研修・講座等の実施について、民間団体との連携と協働に努めます。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

(2) 民間団体への活動支援

① 民間団体が主催するDVに関する講演会や学習会等イベントの後援や講師派遣、広報協力、相談員の資質向上、民間シェルターの運営など民間団体の活動を支援します。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞



(※) 連携と協働

民間団体との連携について、国の基本方針では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、このような民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である」と規定されています。

※国の基本方針で定める民間団体との連携の例

相談業務、広報啓発業務、同行支援等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、法第5条の2等に基づく協議会への参加の招請など。

また、「協働」とは「同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと」で、ここでは、県と民間団体が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、対等な立場で、相互に補完し、協力して進めることを記載しています。

「きょうどう」には、「共同」、「協同」、「協働」があり、いずれもそこに集まった人や団体が「同じ目的」を共有していることでは共通していますが、「協働」は、そこに集まった人や団体の立場が異なり、また、それぞれが異なる活動を行うことに特徴があります。

【現状と課題】

DVには、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、デジタル暴力、そして性的暴力があります。

親密な間柄であったとしても自分の意思に反して受ける性的な行為は、性暴力ですが、被害者は、もっと抵抗できたのではないか、自分にも責任があるのではないかとの思いから誰にも相談できず、一人で悩み、被害は潜在化しがちです。

心身に大きなダメージを受けた性暴力の被害者が、被害直後も、中長期的にも安心して相談や支援を受けることができるよう、本県では、平成28年4月に「おおいた性暴力救援センター・すみれ」を開設し、性犯罪・性暴力被害に関する相談支援に応じています。

性的暴力を受けたDV被害について連携して被害者支援に取り組むことが必要です。

【具体的取組】

(1) 性的暴力を受けた被害者へのきめ細かな対応

- ① 「おおいた性暴力救援センター・すみれ」と連携し、性的暴力被害を受けたDV被害者に対して、その意思を尊重しながら医療やカウンセリング等の必要な支援を行います。

＜県民生活・男女共同参画課＞

【現状と課題】

被害者及びその関係者の安全確保を図るためには、被害者の住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理に細心の注意が必要です。

配偶者暴力相談支援センターをはじめ、被害者支援に携わる多くの関係機関において、被害者等に関する情報の適切な管理と秘密の保持に努めることが必要です。

【具体的取組】

(1)情報の適切な管理と秘密の保持

- ① 被害者支援に携わる職務関係者は、被害者や同伴児童及びその支援者に関する情報を適切に管理し、秘密を保持します。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

- ② 市町村における被害者の情報管理を徹底するため、住民基本台帳及び国民健康保険等の閲覧制限などの適正な措置について周知を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ③ 教育委員会や学校においては、児童生徒の安全の確保及び個人情報保護についての研修を実施し、職員の理解を深め、情報管理の徹底に努めます。

＜教育庁義務教育課、特別支援教育課、高校教育課＞

【現状と課題】

被害者の相談や保護、自立支援に当たっては、それぞれの担当職員のDVに関する理解不足や被害者に対する不適切な対応により、被害者が二次的被害を受けたり、また望む支援が受けられなかったりする事態が生じることがあります。

職員や機関の対応に関する苦情は、基本的には、当該機関において受け付け、被害者の心身の状況等に十分な配慮をしながら、適切な対応を行うことが必要です。

また、当該機関の対応内容に関して苦情申立人の理解が得られない場合や、制度・施策等の不備に対する苦情についても、適切な対応が求められます。

【具体的取組】

(1) 相談機関の苦情解決体制の充実

① 申出のあった苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速に対応し、今後の業務改善に結びつけるとともに、可能な限り、対応結果について申立人に説明を行う等、相談機関における苦情解決体制の整備・充実に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

② 研修等を通じて、相談に従事する職員の資質の向上に努めるとともに、各相談機関の苦情解決体制について周知を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

(2) 公正な苦情解決

① 県の相談機関において解決できなかった苦情や施策に関する苦情については、大分県男女共同参画推進条例に基づく「男女共同参画に関する申出処理制度」による適切な処理に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

資料編

目次

- 1 計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 大分県男女共同参画審議会 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 3 具体的取組別 担当課・室一覧・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 5 主な相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

1 計画の策定経過

時 期	会 議 等	内 容
令和6年 7月 5日	第1回 計画策定ワーキンググループ会議	前計画の検証、 骨子案の検討
8月 7日	令和6年度 第1回 男女共同参画審議会	前計画の検証、 骨子案の審議
9月 19日	第2回 計画策定ワーキンググループ会議	素案の検討
11月 13日	令和6年度 第2回 男女共同参画審議会	知事からの諮問 素案の審議
12月 4日 ↓ 令和7年 1月 8日	} 県民意見募集（パブリックコメント）の 実施	
1月 30日		令和6年度 第3回 男女共同参画審議会
3月 7日	男女共同参画推進本部会議（書面決議）	案の審議

2 大分県男女共同参画審議会 委員名簿

氏名	役職
あべ たかし 阿部 貴史	内田・阿部法律事務所 弁護士
いわきり ともみ 岩切 知美	株式会社成美 代表取締役
かわの ともひろ 河野 智宏	連合大分 副事務局長
きよまつ りさ 清松 里沙	大分県女性農業経営士 おおいた AFF 女性ネットワーク委員
こうたけ しん 高武 慎	NHK 大分放送局 コンテンツセンター長
さかもと あきひこ 坂本 章彦	大分県 ICT 教育サポーター
さだなが あけみ 貞永 明美	貞永産婦人科医院 院長
しのはら たけし 篠原 丈司	社会保険労務士
たてわき まい 帯刀 麻衣	公募委員
ひの かずみ 日野 一美	部落解放同盟大分県連合会 執行委員
○ ふじた あつし 藤田 敦	大分大学教育学部 教授
ふじの きよはる 藤野 喜代治	大分県中小企業団体中央会 総務部総務連携課長
ふるしろ ひろこ 古代 紘子	大分県生活学校運動推進協議会 書記
まつき かずみ 松木 和美	心理カウンセラー
みうら まさおみ 三浦 正臣	県議会福祉保健生活環境委員会 委員長
みやわき えり 宮脇 恵理	ミヤシステム株式会社 常務取締役 合同会社アイ.ジー.シー 代表社員
もりた のりこ 森田 典子	公募委員
よしもと ひろこ 吉本 寛子	NPOえばの会 会長
わたなべ さおり 渡部 さおり	大分合同新聞社 報道部長
◎ わたなべ ひろこ 渡邊 博子	大分大学経済学部 教授 大分大学学長補佐(社会連携担当)

◎ 会長、○ 副会長

(五十音順、敬称略)

3 具体的取組別 担当課・室一覧

基本目標	重点施策	具体的取組	
I 暴力根絶のための 啓発と教育の充実	1 暴力を許さない社会意識の醸成	(1) DVに関する研修や学習機会の充実 (2) 多様な広報媒体をつかった啓発 (3) 女性に対する暴力をなくす運動の充実	
	2 若年者に対する人権教育・DV防止啓発の 充実・強化	(1) 学校における人権教育の充実 (2) 小・中・高・大学生等に向けたDV防止啓発 (3) 教職員・相談員・保護者に対する研修	
	3 DV加害者及び被害者に関する調査・研究	(1) 被害者に関する調査・研究 (2) 加害者更生プログラム導入に向けての検討	
	II 迅速な通報・相談 しやすい体制づくり	4 迅速な通報につながる体制整備	(1) 医療関係者等に対する周知や研修 (2) 福祉関係者等住民に身近な人々への理解促進 (3) 児童虐待防止関係機関等との連携
		5 相談体制の充実・強化	(1) 配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実・機能強化 (2) 警察の相談体制の充実・強化 (3) 市町村の相談機能の強化 (4) DV・性暴力の相談窓口の周知、広報
		6 相談従事者等の資質の向上	(1) 相談従事者向け研修の充実 (2) 相談従事者への心理的ケアの実施 (3) DV相談・対応マニュアルの活用
7 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者・ 男性の被害者への適切な対応		(1) 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者・男性の被害者への相談の充実 (2) 外国人向けリーフレットの活用 (3) 障がい者向けリーフレットの活用	
III 安全で安心できる 保護体制づくり		8 緊急時の安全確保	(1) 被害者の安全な移送の確保 (2) 避難場所の確保
		9 一時保護体制の充実	(1) 一時保護所の整備・充実 (2) 一時保護委託先の拡大等 (3) 県外施設等との連携
		10 保護命令発令に対する適切な対応	(1) 配偶者暴力相談支援センターの対応 (2) 警察の対応 (3) 教育委員会の対応
	IV 被害者の意思を尊重 した自立支援の推進	11 被害者への心理的支援	(1) 回復のための心理的ケアの充実 (2) 被害者のエンパワーメント
12 同伴児童等への支援		(1) 心理的ケアの充実 (2) 児童相談所等との連携 (3) 医療機関との連携 (4) 学校、教育委員会の対応	
13 生活基盤確立のための支援		(1) 住宅確保のための支援 (2) 就労のための支援 (3) 市町村等と連携した各種制度の活用	
14 地域でのフォローアップの充実		(1) 一時保護終了後の継続的支援 (2) こどもの支援に関わる関係機関の連携	
V 推進体制の整備		15 関係機関の顔が見えるネットワーク体制の 強化	(1) DV被害者支援関係機関の連携の充実
	16 市町村の被害者支援体制整備への支援	(1) 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置等への支援 (2) 支援ネットワークづくりの促進 (3) 地域における支援者の養成	
	17 多様な民間団体との連携と協働	(1) 民間団体との連携と協働 (2) 民間団体への活動支援	
	18 おおいた性暴力救援センターとの連携	(1) 性的暴力を受けた被害者へのきめ細かな対応	
	19 被害者等に係る情報の保護	(1) 情報の適切な管理と秘密の保持	
	20 苦情解決体制の整備	(1) 相談機関の苦情解決体制の充実 (2) 公正な苦情解決	

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

最終改正：令和五年五月一九日法律第三十号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条の四)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条―第三十一条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- (女性相談支援員による相談等)
- 第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。
- (女性自立支援施設における保護)
- 第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。
- (協議会)
- 第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援セ

資料編

会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規

定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条

- 第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事

情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合にお

いて、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた

事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下この項及び第三項におい

- て同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。
- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
 - 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
 - 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
 - 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
 - 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
- (保護命令の申立てについての決定等)
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護

- を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない
 - 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して

三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九

十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二 条第一 項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二 条第一 項ただし 書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三 条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十三 条の三	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁	当該書面

第一項	的記録	
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第六十条の	その旨をファイルに記録して	調書を作成して

第二項		
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身

体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消され	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

	た場 合	
--	---------	--

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

- 2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

- 3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

- 2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用について

資料編

は、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二

十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

5 主な相談窓口

■大分県配偶者暴力相談支援センター

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
大分県女性相談支援センター	月～金（祝日除く）	9：00～21：00	097-544-3900
	土・日・祝	13：00～17：00 18：00～21：00	

■大分県配偶者暴力相談支援センター（大分県消費生活・男女共同参画プラザ） ※受付日は年末年始を除きます

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
女性総合相談	月～金（祝日除く）	9：00～16：30	097-534-8874
男性総合相談	月～金（祝日除く）	9：00～16：30	097-534-8614

■大分市配偶者暴力相談支援センター

※受付日は年末年始を除きます

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
中央子ども家庭支援センター	月～金（祝日除く）	8：30～18：00	097-537-5666

■国の相談窓口

窓口名称	窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
内閣府 ※電話やチャットでの相談も可 ※多言語での相談も可 (チャットのみ)	DV相談+（プラス）	毎日	24時間 ※多言語相談は 12：00～22：00	0120-279-889 (電話以外のご相談はこちら) 
大分地方法務局	みんなの人権110番	月～金（祝日・年末年始除く）	8：30～17：15	0570-003-110 (ナビダイヤル)
	インターネット人権相談 (様々な人権問題のインターネットによる相談)	毎日	24時間	ご相談はこちら 
	LINEじんけん相談 (こどもの人権問題)	月～金（祝日・年末年始除く）	8：30～17：15	

■大分県警察 ※緊急の場合は110番してください。

最寄りの警察署又は警察安全相談にご相談ください。

大分中央警察署	097-533-2131	国東警察署	0978-72-2131	日田警察署	0973-23-2131
大分東警察署	097-527-2131	豊後高田警察署	0978-22-2131	竹田警察署	0974-63-2131
大分南警察署	097-542-2131	宇佐警察署	0978-32-2131	豊後大野警察署	0974-22-2131
別府警察署	0977-21-2131	中津警察署	0979-22-2131	佐伯警察署	0972-22-2131
杵築日出警察署	0977-72-2131	玖珠警察署	0973-72-2131	臼杵津久見警察署	0972-62-2131

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
総合相談	月～金（祝日除く）	9：00～17：45	097-534-9110 (短縮ダイヤル) #9110

■性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
おおいた性暴力救援センター・すみれ	毎日	24時間	097-532-0330 (短縮ダイヤル) # 8891

■大分県警察 ※緊急の場合は110番してください。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
性犯罪被害相談電話	毎日	24時間	0120-81-0355 (短縮ダイヤル) # 8103

■市町村DV担当窓口

市町村	課(室)名	電話番号
大分市	子育て支援課 中央子ども家庭支援センター	097-537-5666
別府市	共生社会実現・部落差別解消推進課	0977- 21-8289
中津市	人権・同和对策課	0979-22-1229
日田市	こども家庭相談室	0973-22-8230
佐伯市	総務課	0972-22-3085
臼杵市	部落差別解消推進・人権啓発課	0972-63-1111
津久見市	市民生活課兼人権尊重・部落差別解消推進室	0972-82-4111
竹田市	人権・部落差別解消推進課	0974-63-4820
豊後高田市	人権啓発・部落差別解消推進課	0978-24-0007
杵築市	人権啓発・部落差別解消推進課	0978-62-4799
宇佐市	福祉課	0978-27-8139
豊後大野市	人権・部落差別解消推進課	0974-22-1001
由布市	子育て支援課	097-582-1262
国東市	福祉課	0978-72-5164
姫島村	総務課	0978-87-2281
日出町	住民生活課 人権尊重・部落差別解消推進室	0977-73-3122
九重町	社会教育課	0973-76-3823
玖珠町	子育て健康支援課	0973-72-2022

第 5 次 大 分 県 D V 対 策 基 本 計 画

令和 7 年 3 月 発行

問 い 合 わ せ 先

大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課

〒870-0037 大分県大分市東春日町 1 番 1 号

NS大分ビル 1 階

電話 : 0 9 7 - 5 3 4 - 2 0 3 9

FAX : 0 9 7 - 5 3 4 - 2 0 5 7